

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月27日
【計算期間】	第13期（自 平成24年11月27日 至 平成25年5月27日）
【ファンド名】	外国債券インデックス・オープン（SMA専用）
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【事務連絡者氏名】	ファンド・レポーティング部長 橋詰 廣志
【連絡場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【電話番号】	03-6737-0521
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、指定販売会社と締結した投資一任契約にもとづいて、SMA取引口座等の資金を運用するためのファンドです。

日本を除く世界の主要国の公社債に投資し、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目指します。

なお、信託金の限度額は、3,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。
・原則として、為替ヘッジは行いません。
2. シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目指します。



シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは

インデックスの概要 (2013年6月末現在)		地域別構成比	
構成国	22カ国		オーストリア/ベルギー/デンマーク/フィンランド フランス/ドイツ/アイルランド/イタリア/オランダ スペイン/スウェーデン/スイス/英国/ポーランド ノルウェー
構成銘柄数	681銘柄		米国/カナダ
時価総額	約1,432兆円		オーストラリア/シンガポール/マレーシア
			メキシコ
			南アフリカ
(出所)シティグループ・グローバル・マーケット・インクのデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成 ※時価総額は当該日の為替データをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。 ※地域別構成比は端数処理の関係で合計額が100%とならない場合があります。 ※「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インク（以下「CGMI」）が開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。 同指数は、CGMIの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、CGMIが有しています。 なお、CGMIは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。			

分配方針

- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
 - ・原則として、年2回（5月、11月の25日（休業日の場合は翌営業日））決算を行い、収益の分配を行います。
 - ・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



主な投資制限

- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

[ファンドの商品分類]

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

①商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産	
		()	特殊型
		資産複合	

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

[分類における定義]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

②属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
--------	------	--------	------	-------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	日経225
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	その他 ()	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし	その他
		アフリカ			(シティグループ世界 国債インデックス (除く日本、円ペー ス))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

[区分における定義]

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）、実質的に公債（日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。））に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 本ファンドでは主要投資対象の投資信託証券を通じて債券に投資します。このため、収益の源泉となる資産を記載する商品分類表の投資対象資産が「債券」であるのに対して、組み入れている資産そのものを記載する属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」となっています。
決算頻度	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を除きます。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他 (シティグループ世界 国債インデックス (除く日 本、円ベース))	目論見書または投資信託約款において、日経225またはTOPIXにあてはまらない指数（本ファンドにおいては、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース））に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年2月16日

本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成24年4月1日

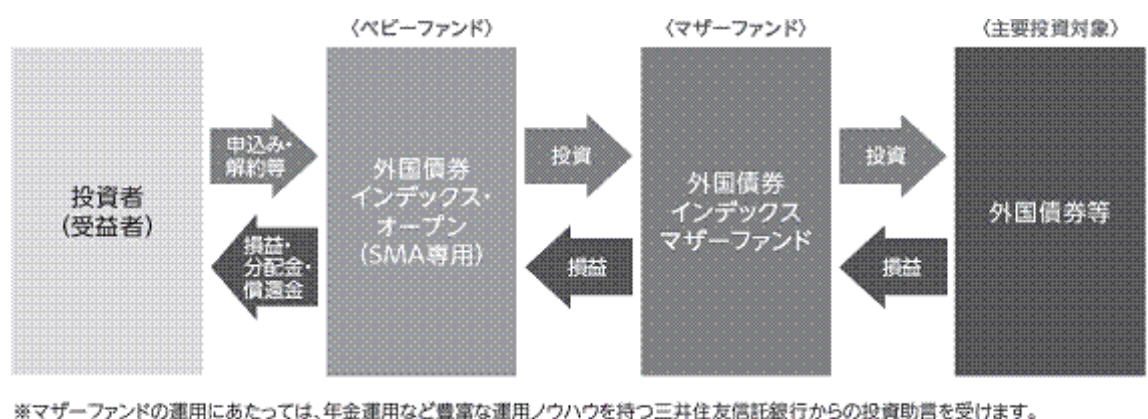
本ファンドの名称を「STAM 外国債券インデックス・オープン（SMA専用）」から「外国債券インデックス・オープン（SMA専用）」に変更

本ファンドの主要投資対象である「住信 外国債券インデックス マザーファンド」の名称を「外国債券インデックス マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】**(イ) ファミリーファンド方式での運用**

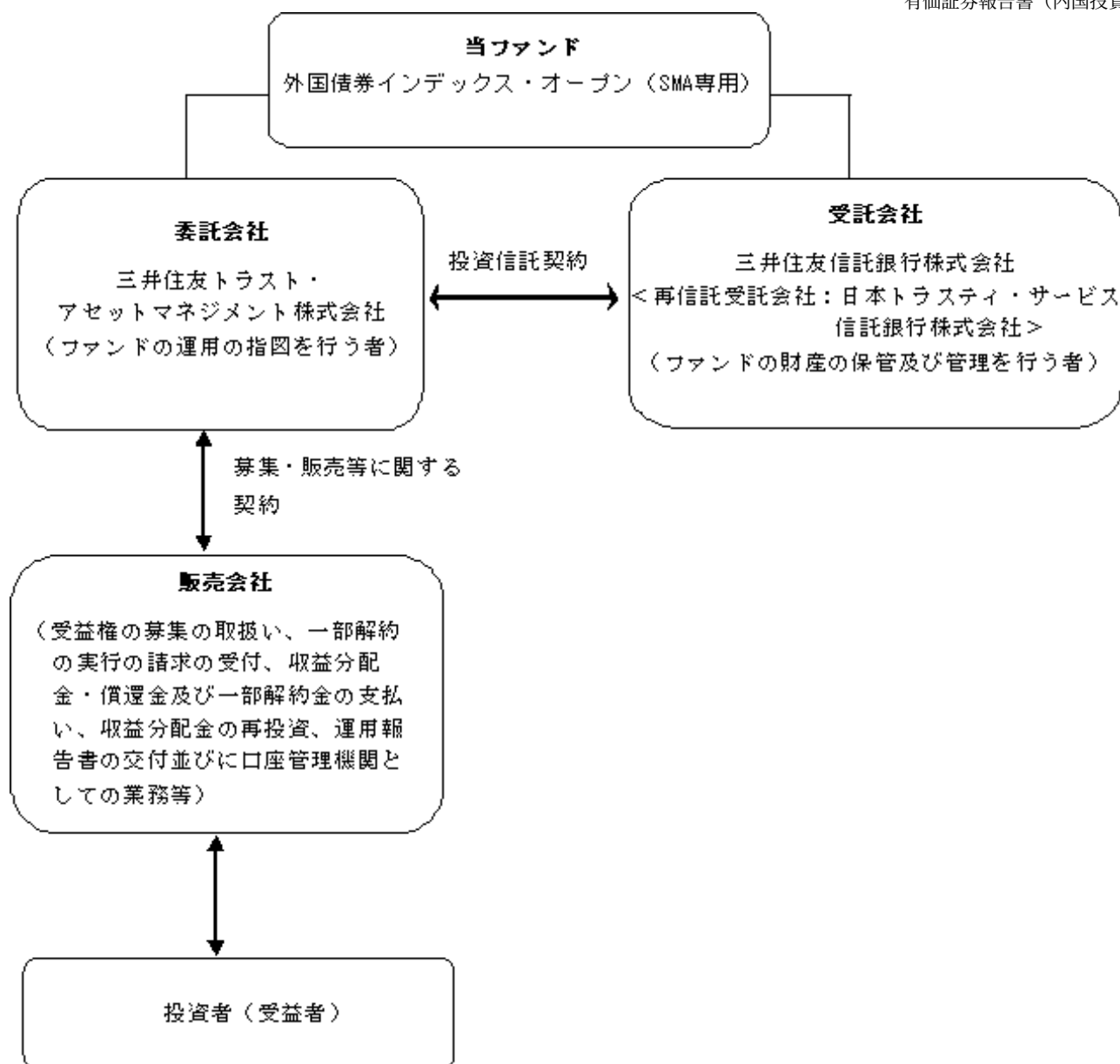
ファミリーファンド方式（※）で運用します。

※ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド（外国債券インデックス・オープン（SMA専用））とし、その資金をマザーファンド（外国債券インデックス マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

**〈マザーファンドの概要〉**

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
外国債券インデックス マザーファンド	日本を除く世界の主要国の公社債	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(ロ) 本ファンドの関係法人図



（ハ）委託会社等の概況

①資本金

平成25年6月28日現在 3億円

②会社の沿革

昭和61年11月 1日	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年 2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年 9月 9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成 2年10月 1日	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年 2月15日	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年 3月25日	証券投資信託委託業の認可
平成19年 9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録 （登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
平成24年 4月 1日	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

③大株主の状況（平成25年6月28日現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
-------	-----	-----	------

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%
-----------------------	-------------------	--------	------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) 基本方針

本ファンドは、主として「外国債券インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(ロ) 運用方法

①投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界の主要国の公社債に直接投資する場合があります。

②投資態度

- 1) マザーファンドへの投資を通じて日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。なお世界の主要国の公社債（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）に採用されている国・地域の公社債）に直接投資する場合があります。
- 2) 実質外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- 3) 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
- 4) ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(参考)「外国債券インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができま

す。また、投資信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。

⑤投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

⑥投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

3. 運用制限

①同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(2)【投資対象】

（イ）本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（ロ）委託者は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証書

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株

予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

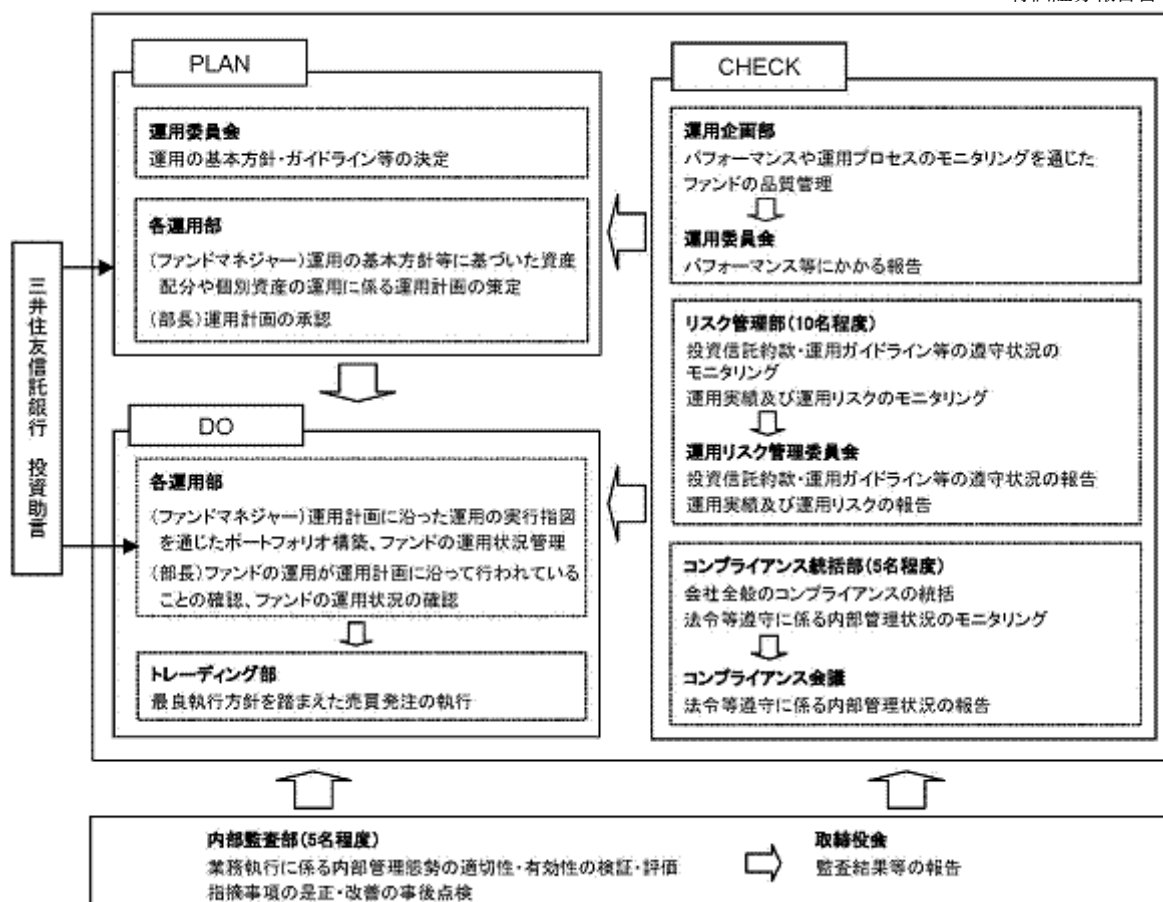
- (ハ) 委託者は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- (ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記（ハ）第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成25年8月27日現在のものであり、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

(イ) 分配方針

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

(ロ) 収益の分配

① 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費

税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5)【投資制限】

(イ) 投資信託約款にもとづく投資制限

- ①株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑥マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑦外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑧委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）
- ⑨委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。（投資信託約款第22条）
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに

投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

- ⑩委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）また、委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。（投資信託約款第23条）
- ⑪委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第24条）
- ⑫委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の時価総額を超えないものとします。（投資信託約款第25条）
- ⑬委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第26条）
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ⑭委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとし、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第27条）
- ⑮委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ、この指

図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第28条）

⑯委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第30条）

⑰委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第37条）

※前記①から⑦における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記①から⑦に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記⑪、⑫および⑬における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

（ロ）法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち、後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは、以下の通りです。

<同一の法人の発行する株式への投資制限>（投資信託及び投資法人に関する法律）

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

<デリバティブ取引に係る投資制限>（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へに帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

②金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で、有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ①ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ②同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の

適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ①運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。
- ②内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率0.6510% (税抜 [※] 0.62%)	純資産総額に対して 年率0.3360% (税抜 [※] 0.32%)	純資産総額に対して 年率0.2625% (税抜 [※] 0.25%)	純資産総額に対して 年率0.0525% (税抜 [※] 0.05%)

※「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。以下同じ。

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。

上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

(イ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

(ロ) 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

(ハ) 投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

(イ) 個人の受益者に対する課税

①収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、住民税3%）
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

②一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記①の表の通りです。

③損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能となります。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 （所得税のみ）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%
平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

（ハ）個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「（二）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

（二）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、平成25年6月28日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の記載は、平成25年6月28日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	19,223,728,552	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		202,197	0.00
合計(純資産総額)		19,223,930,749	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス マザーファンド	8,525,313,119	2.3426	19,971,571,258	2.2549	19,223,728,552	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (平成19年 5月25日)	29,846,109	29,846,109	10,241	10,241
第2期計算期間末 (平成19年11月26日)	69,125,005	69,125,005	10,251	10,251
第3期計算期間末 (平成20年 5月26日)	82,513,706	82,513,706	10,159	10,159
第4期計算期間末 (平成20年11月25日)	55,946,391	55,946,391	8,633	8,633
第5期計算期間末 (平成21年 5月25日)	380,190,315	380,190,315	9,061	9,061

第6期計算期間末 (平成21年11月25日)	823,953,769	823,953,769	9,169	9,169
第7期計算期間末 (平成22年 5月25日)	1,418,278,356	1,418,278,356	8,551	8,551
第8期計算期間末 (平成22年11月25日)	5,096,698,354	5,096,698,354	8,349	8,349
第9期計算期間末 (平成23年 5月25日)	7,888,622,730	7,888,622,730	8,458	8,458
第10期計算期間末 (平成23年11月25日)	8,455,735,804	8,455,735,804	7,963	7,963
第11期計算期間末 (平成24年 5月25日)	9,211,735,816	9,211,735,816	8,387	8,387
第12期計算期間末 (平成24年11月26日)	13,662,479,095	13,662,479,095	9,044	9,044
第13期計算期間末 (平成25年 5月27日)	17,895,569,963	17,895,569,963	11,067	11,067
平成24年 6月末日	9,245,435,055	—	8,305	—
7月末日	10,497,280,594	—	8,261	—
8月末日	10,862,850,558	—	8,399	—
9月末日	10,982,424,011	—	8,456	—
10月末日	12,813,907,160	—	8,686	—
11月末日	13,734,820,178	—	9,040	—
12月末日	14,679,995,225	—	9,633	—
平成25年 1月末日	14,694,376,577	—	10,128	—
2月末日	15,040,516,802	—	10,142	—
3月末日	15,629,163,994	—	10,263	—
4月末日	16,725,035,913	—	10,966	—
5月末日	18,368,067,931	—	11,094	—
6月末日	19,223,930,749	—	10,617	—

②【分配の推移】

期 間	1 万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間(平成19年 2月16日～平成19年 5月25日)	0
第2期計算期間(平成19年 5月26日～平成19年11月26日)	0
第3期計算期間(平成19年11月27日～平成20年 5月26日)	0
第4期計算期間(平成20年 5月27日～平成20年11月25日)	0
第5期計算期間(平成20年11月26日～平成21年 5月25日)	0
第6期計算期間(平成21年 5月26日～平成21年11月25日)	0
第7期計算期間(平成21年11月26日～平成22年 5月25日)	0
第8期計算期間(平成22年 5月26日～平成22年11月25日)	0
第9期計算期間(平成22年11月26日～平成23年 5月25日)	0
第10期計算期間(平成23年 5月26日～平成23年11月25日)	0
第11期計算期間(平成23年11月26日～平成24年 5月25日)	0
第12期計算期間(平成24年 5月26日～平成24年11月26日)	0
第13期計算期間(平成24年11月27日～平成25年 5月27日)	0

③【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間(平成19年 2月16日～平成19年 5月25日)	2.4
第2期計算期間(平成19年 5月26日～平成19年11月26日)	0.1
第3期計算期間(平成19年11月27日～平成20年 5月26日)	△0.9
第4期計算期間(平成20年 5月27日～平成20年11月25日)	△15.0
第5期計算期間(平成20年11月26日～平成21年 5月25日)	5.0
第6期計算期間(平成21年 5月26日～平成21年11月25日)	1.2
第7期計算期間(平成21年11月26日～平成22年 5月25日)	△6.7
第8期計算期間(平成22年 5月26日～平成22年11月25日)	△2.4

第9期計算期間(平成22年11月26日～平成23年 5月25日)	1.3
第10期計算期間(平成23年 5月26日～平成23年11月25日)	△5.9
第11期計算期間(平成23年11月26日～平成24年 5月25日)	5.3
第12期計算期間(平成24年 5月26日～平成24年11月26日)	7.8
第13期計算期間(平成24年11月27日～平成25年 5月27日)	22.4

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間 (平成19年 2月16日～平成19年 5月25日)	29,143,467	—	29,143,467
第2期計算期間 (平成19年 5月26日～平成19年11月26日)	38,289,304	—	67,432,771
第3期計算期間 (平成19年11月27日～平成20年 5月26日)	15,914,357	2,121,443	81,225,685
第4期計算期間 (平成20年 5月27日～平成20年11月25日)	1,022,659	17,441,382	64,806,962
第5期計算期間 (平成20年11月26日～平成21年 5月25日)	363,684,167	8,909,671	419,581,458
第6期計算期間 (平成21年 5月26日～平成21年11月25日)	850,371,959	371,331,707	898,621,710
第7期計算期間 (平成21年11月26日～平成22年 5月25日)	840,485,277	80,575,578	1,658,531,409
第8期計算期間 (平成22年 5月26日～平成22年11月25日)	4,677,065,598	231,035,455	6,104,561,552
第9期計算期間 (平成22年11月26日～平成23年 5月25日)	4,147,906,213	926,197,462	9,326,270,303
第10期計算期間 (平成23年 5月26日～平成23年11月25日)	4,134,863,296	2,842,776,143	10,618,357,456
第11期計算期間 (平成23年11月26日～平成24年 5月25日)	2,101,721,230	1,736,270,046	10,983,808,640
第12期計算期間 (平成24年 5月26日～平成24年11月26日)	7,752,998,024	3,630,404,926	15,106,401,738
第13期計算期間 (平成24年11月27日～平成25年 5月27日)	6,388,831,350	5,325,471,070	16,169,762,018

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考情報)

外国債券インデックス マザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	92,032,446,962	40.04
	フランス	22,652,730,365	9.85
	イタリア	21,939,986,281	9.54
	ドイツ	20,030,706,388	8.71
	イギリス	16,563,969,101	7.21
	スペイン	11,058,933,069	4.81
	オランダ	6,170,214,095	2.68
	カナダ	6,012,231,280	2.62
	ベルギー	5,968,480,572	2.60
	オーストリア	4,010,103,088	1.74
	オーストラリア	3,415,034,330	1.49

	メキシコ	2,317,011,796	1.01
	デンマーク	1,905,927,871	0.83
	アイルランド	1,809,502,274	0.79
	ポーランド	1,669,048,333	0.73
	フィンランド	1,458,225,349	0.63
	南アフリカ	1,263,258,201	0.55
	スウェーデン	1,201,559,341	0.52
	マレーシア	1,179,811,269	0.51
	シンガポール	898,465,453	0.39
	スイス	861,176,695	0.37
	ノルウェー	715,798,768	0.31
	小計	225,134,620,881	97.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,728,737,022	2.06
合計(純資産総額)		229,863,357,903	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額			
アメリカ	国債証券	T 2.625% 07/31/14	33,900,000	10,141.95	3,438,122,168	10,119.33	3,430,455,994	2.625	2014/07/31	1.49
アメリカ	国債証券	T 1.375% 11/30/15	27,800,000	10,099.55	2,807,677,568	10,069.27	2,799,258,180	1.375	2015/11/30	1.22
アメリカ	国債証券	T 2.5% 03/31/15	20,700,000	10,259.52	2,123,721,028	10,236.99	2,119,057,443	2.500	2015/03/31	0.92
アメリカ	国債証券	T 0.875% 02/28/17	20,600,000	9,917.16	2,042,936,628	9,834.15	2,025,836,950	0.875	2017/02/28	0.88
アメリカ	国債証券	T 2.375% 02/28/15	19,200,000	10,221.58	1,962,544,855	10,201.56	1,958,699,845	2.375	2015/02/28	0.85
アメリカ	国債証券	T 0.75% 06/30/17	19,400,000	9,835.12	1,908,013,819	9,736.14	1,888,812,632	0.750	2017/06/30	0.82
アメリカ	国債証券	T 0.25% 04/15/16	18,000,000	9,794.49	1,763,008,714	9,763.49	1,757,428,368	0.250	2016/04/15	0.76
アメリカ	国債証券	T 2.625% 06/30/14	16,000,000	10,123.57	1,619,772,085	10,100.46	1,616,074,960	2.625	2014/06/30	0.70
アメリカ	国債証券	T 1.75% 07/31/15	15,000,000	10,163.43	1,524,515,276	10,139.17	1,520,875,914	1.750	2015/07/31	0.66
アメリカ	国債証券	T 2.75% 11/30/16	14,000,000	10,580.90	1,481,326,308	10,488.66	1,468,413,327	2.750	2016/11/30	0.64
アメリカ	国債証券	T 0.25% 07/15/15	14,000,000	9,844.36	1,378,211,183	9,833.19	1,376,647,597	0.250	2015/07/15	0.60
アメリカ	国債証券	T 3.125% 05/15/19	12,800,000	10,920.57	1,397,833,665	10,708.56	1,370,696,775	3.125	2019/05/15	0.60
アメリカ	国債証券	T 4.25% 08/15/15	12,500,000	10,708.95	1,338,619,207	10,665.24	1,333,155,349	4.250	2015/08/15	0.58
アメリカ	国債証券	T 1.875% 06/30/15	13,100,000	10,179.99	1,333,579,362	10,157.08	1,330,577,577	1.875	2015/06/30	0.58
アメリカ	国債証券	T 2.125% 11/30/14	12,600,000	10,139.17	1,277,535,768	10,123.76	1,275,594,777	2.125	2014/11/30	0.55
アメリカ	国債証券	T 2.375% 08/31/14	12,500,000	10,129.92	1,266,241,243	10,108.36	1,263,545,423	2.375	2014/08/31	0.55
アメリカ	国債証券	T 0.75% 02/28/18	13,100,000	9,756.55	1,278,109,212	9,618.30	1,259,997,533	0.750	2018/02/28	0.55
アメリカ	国債証券	T 4.25% 08/15/14	12,000,000	10,346.94	1,241,633,220	10,309.77	1,237,173,564	4.250	2014/08/15	0.54
イタリア	国債証券	BTPS 4.25% 08/01/14	9,200,000	13,341.28	1,227,398,263	13,236.14	1,217,725,609	4.250	2014/08/01	0.53
アメリカ	国債証券	T 0.375% 04/15/15	11,500,000	9,874.78	1,135,600,824	9,867.47	1,134,759,352	0.375	2015/04/15	0.49
アメリカ	国債証券	T 4.5% 05/15/17	9,800,000	11,301.45	1,107,542,725	11,170.13	1,094,672,881	4.500	2017/05/15	0.48
アメリカ	国債証券	T 2% 02/15/23	11,500,000	9,752.90	1,121,583,521	9,491.40	1,091,511,643	2.000	2023/02/15	0.47
アメリカ	国債証券	T 1.5% 03/31/19	11,000,000	10,000.53	1,100,058,363	9,811.63	1,079,279,361	1.500	2019/03/31	0.47
フランス	国債証券	FRTR 3.5% 04/25/15	7,900,000	13,672.82	1,080,153,459	13,600.08	1,074,406,369	3.500	2015/04/25	0.47
アメリカ	国債証券	T 2% 01/31/16	10,300,000	10,269.72	1,057,781,933	10,231.79	1,053,874,724	2.000	2016/01/31	0.46
ドイツ	国債証券	DBR 4.25% 07/04/14	7,700,000	13,447.77	1,035,478,488	13,390.76	1,031,089,253	4.250	2014/07/04	0.45
アメリカ	国債証券	T 2.25% 05/31/14	10,100,000	10,066.38	1,016,704,949	10,046.93	1,014,740,655	2.250	2014/05/31	0.44
アメリカ	国債証券	T 3.125% 05/15/21	9,500,000	10,865.69	1,032,241,155	10,600.54	1,007,051,595	3.125	2021/05/15	0.44
アメリカ	国債証券	T 3% 02/28/17	9,500,000	10,697.59	1,016,271,300	10,595.15	1,006,539,393	3.000	2017/02/28	0.44
アメリカ	国債証券	T 1.875% 08/31/17	9,800,000	10,291.10	1,008,527,949	10,158.42	995,526,000	1.875	2017/08/31	0.43

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.94
合計	97.94

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の 種類	資産の名称	取引所	買建 ／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	US 5YR NOTE	シカゴ商品取引所	買建	アメリカドル	31	3,769,053.77	3,751,726.64	369,882,729	0.16
	US 10YR NOTE	シカゴ商品取引所	買建	アメリカドル	17	2,172,443.07	2,152,890.71	212,253,495	0.09
	US LONG BOND	シカゴ商品取引所	買建	アメリカドル	11	1,514,700.25	1,491,531.25	147,050,065	0.06
	EURO-SCHATZ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	18	1,986,372	1,986,390	255,310,706	0.11
	EURO-BOBL FU	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	19	2,384,176	2,377,280	305,551,798	0.13
	EURO-BUND	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	29	4,126,056	4,102,340	527,273,760	0.23

(注)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(参考情報) 交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2007年2月16日

作成基準日：2013年6月28日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	10,617円
純資産総額	192億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額0円

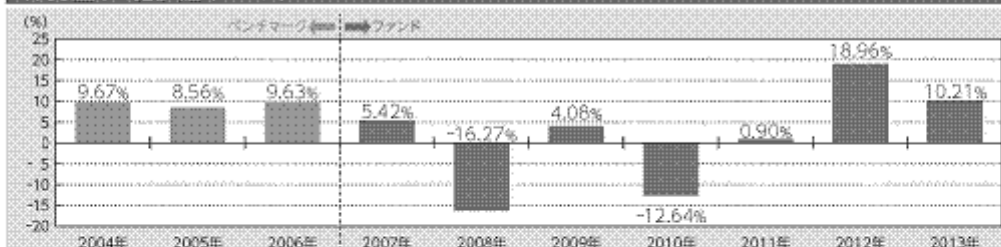
決算期	2011年5月	2011年11月	2012年5月	2012年11月	2013年5月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	利率	償還期限	実質投資比率
T 2.625% 07/31/14	アメリカ	国債証券	2.625%	2014/07/31	1.5%
T 1.375% 11/30/15	アメリカ	国債証券	1.375%	2015/11/30	1.2%
T 2.5% 03/31/15	アメリカ	国債証券	2.500%	2015/03/31	0.9%
T 0.875% 02/28/17	アメリカ	国債証券	0.875%	2017/02/28	0.9%
T 2.375% 02/28/15	アメリカ	国債証券	2.375%	2015/02/28	0.9%
T 0.75% 06/30/17	アメリカ	国債証券	0.750%	2017/06/30	0.8%
T 0.25% 04/15/16	アメリカ	国債証券	0.250%	2016/04/15	0.8%
T 2.625% 06/30/14	アメリカ	国債証券	2.625%	2014/06/30	0.7%
T 1.75% 07/31/15	アメリカ	国債証券	1.750%	2015/07/31	0.7%
T 2.75% 11/30/16	アメリカ	国債証券	2.750%	2016/11/30	0.6%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2007年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2013年は年初から作成基準日までの収益率です。

※2004年～2006年は、ファンドのベンチマークである「シティグループ世界国債インデックス(除く日本・円ベース)」の年間収益率です。

※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（イ）申込手続

- ①本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社と投資一任契約を締結されている投資者等に限るものとし、指定販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- ②取得申込みは、申込期間における毎営業日に、指定販売会社の営業所等で受け付けます。ただし、分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、取得の申込みを受け付けません。ニューヨークおよびロンドンの銀行の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

- ③取得申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。
- ④本ファンドの受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとし、

- ⑥申込みには、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後の分配金を受領する「一般コース」と、税金を差し引いた後の分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり（以下、「一般コース」は「分配金受取りコース」、「自動けいぞく投資コース」は「分配金再投資コース」とそれぞれ読み替えるものとし、）、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は、指定販売会社との間で「分配金再投資に関する契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、指定販売会社によって取扱いコースが異なる場合があります。取扱いコースの詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記②に記載されている先と同じです。

なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、）を行うものと

します。

- ⑦分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

(ロ) 申込単位

1円以上1円単位

(ハ) 申込手数料

ありません。

2【換金（解約）手続等】

(イ) 受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は、指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1申込（販売）手続等（イ）申込手続②」に記載されている先と同じです。

(ロ) 受益権のご解約の請求

ご解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもってご解約の請求をすることができます。ご解約の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、ご解約の請求を受け付けないものとします。ニューヨークおよびロンドンの銀行の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1申込（販売）手続等（イ）申込手続②」に記載されている先と同じです。

- ②受益者が前記①のご解約の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ③委託者は、前記①のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

- ④ご解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。信託財産留保金[※]の控除はありません。

※「信託財産留保金」（「信託財産留保額」ということがあります。）とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

- ⑤ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。

- ⑥解約代金は、原則として、解約請求受付日より起算して5営業日目から指定販売会社の営業所等において支払います。

- ⑦委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記①によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。

- ⑧前記⑦により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記④の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑨解約価額に関する投資者の皆様による照会方法等については、指定販売会社にお問い合わせください。

い。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1申込（販売）手続等（イ）申込手続②」に記載されている先と同じです。

（ハ）換金制限

本ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限を行う場合があります。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1申込（販売）手続等（イ）申込手続②」に記載されている先と同じです。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（イ）基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、本ファンドの基準価額計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象の評価方法]

①本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象である公社債の評価方法

原則として、計算時において知り得る直近の日（外国で取引されているものについては、原則として、本ファンドの基準価額計算日の前日）の次のいずれかから入手した価額で評価します。

1) 価格情報会社の提供する価額

2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（ロ）基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

（ハ）基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。投資者の皆様による照会方法等については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1申込（販売）手続等（イ）申込手続②」に記載されている先と同じです。

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に掲載されます。ただし、表示は1万口当たりに換算した価額で行われます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成19年2月16日から投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。（原則無期限）

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月26日から11月25日までおよび11月26日から翌年5月25日までとします（第1計算期間は、平成19年2月16日から平成19年5月25日までとします。）。なお、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

（イ）信託の終了

- ①(a)委託者は、投資信託約款に定める信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c)委託者は、前記(a)および(b)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (d)前記(c)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (e)前記(d)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)および(b)の投資信託契約の解約をしません。
- (f)委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (g)前記(d)から(f)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(d)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ②委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ③委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「(ロ) 投資信託約款の変更①(d)」に該当する場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。
- ④受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ) 投資信託約款の変更

- ①(a)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b)委託者は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c)前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d)前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託約款の変更をしません。

(e)委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記①に記載されている手続きにしたがいます。

(ハ) 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続
指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

(ニ) 運用報告書

委託者は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として当該投資信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(ホ) 信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

(ヘ) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は、以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

(イ) 収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

前記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として、償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

（ハ）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすることにより換金する権利を有します。

（ニ）反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または投資信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（ホ）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、議決権、受益者集会の権利はありません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(平成24年11月27日から平成25年5月27日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

外国債券インデックス・オープン(SMA専用)

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (平成24年11月26日現在)	第13期 (平成25年 5月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	63,976,175	94,623,916
親投資信託受益証券	13,662,307,562	17,895,369,888
未収利息	109	127
流動資産合計	13,726,283,846	17,989,993,931
資産合計	13,726,283,846	17,989,993,931
負債の部		
流動負債		
未払解約金	28,420,758	43,775,801
未払受託者報酬	2,830,734	4,051,862
未払委託者報酬	32,270,253	46,191,179
その他未払費用	283,006	405,126
流動負債合計	63,804,751	94,423,968
負債合計	63,804,751	94,423,968
純資産の部		
元本等		
元本	15,106,401,738	16,169,762,018
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,443,922,643	1,725,807,945
（分配準備積立金）	809,109,162	3,056,496,811
元本等合計	13,662,479,095	17,895,569,963
純資産合計	13,662,479,095	17,895,569,963
負債純資産合計	13,726,283,846	17,989,993,931

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 (自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日)	第13期 (自 平成24年11月27日 至 平成25年 5月27日)
営業収益		
受取利息	10,797	24,455
有価証券売買等損益	947,259,785	3,117,640,682
営業収益合計	947,270,582	3,117,665,137
営業費用		
受託者報酬	2,830,734	4,051,862
委託者報酬	32,270,253	46,191,179
その他費用	283,006	405,126
営業費用合計	35,383,993	50,648,167
営業利益又は営業損失（△）	911,886,589	3,067,016,970
経常利益又は経常損失（△）	911,886,589	3,067,016,970
当期純利益又は当期純損失（△）	911,886,589	3,067,016,970
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	49,399,014	578,673,700
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,772,072,824	△1,443,922,643
剰余金増加額又は欠損金減少額	589,149,133	681,387,318
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	589,149,133	435,209,552
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	246,177,766
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,123,486,527	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,123,486,527	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,443,922,643	1,725,807,945

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 第13期(自 平成24年11月27日 至 平成25年 5月27日) 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年5月26日から11月25日まで、及び11月26日から翌年5月25日までとなっておりますが、前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、第13期計算期間は平成24年11月27日から平成25年 5月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第12期 (平成24年11月26日現在)	第13期 (平成25年 5月27日現在)
1. 期首元本額	10,983,808,640円	15,106,401,738円
期中追加設定元本額	7,752,998,024円	6,388,831,350円
期中一部解約元本額	3,630,404,926円	5,325,471,070円
2. 当該計算期間の末日における受益権総数	15,106,401,738口	16,169,762,018口
3. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,443,922,643円	—
4. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9044円 (9,044円)	1.1067円 (11,067円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

分配金の計算過程

		第12期 自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日	第13期 自 平成24年11月27日 至 平成25年 5月27日
費用控除後の配当等収益額	A	165,540,539円 (172,320,013円)	235,363,612円 (240,132,665円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	377,066,204円	2,252,979,658円
収益調整金額	C	1,748,818,131円	2,173,779,788円
分配準備積立金額	D	266,502,419円	568,153,541円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,557,927,293円	5,230,276,599円
当ファンドの期末残存口数	F	15,106,401,738口	16,169,762,018口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,693.27円	3,234.60円
1万口当たり分配金額	H	—円	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	—円

(注)()内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク(為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第12期 (平成24年11月26日現在)	第13期 (平成25年 5月27日現在)
	計算期間(自 平成24年5月26日 至 平成24年11月26日)の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間(自 平成24年11月27日 至 平成25年 5月27日)の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	913,866,452	2,897,306,575
合計	913,866,452	2,897,306,575

(デリバティブ取引に関する注記)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックス マザーファンド	7,617,644,257	17,895,369,888	
親投資信託受益証券 小計		7,617,644,257	17,895,369,888	
合計		7,617,644,257	17,895,369,888	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

「外国債券インデックス・オープン(SMA専用)」は、「外国債券インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成25年5月27日現在(以下、「計算日」といいます。)の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「外国債券インデックス マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

項目	平成25年 5月27日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	380,184,589
コール・ローン	1,221,951,822
国債証券	240,277,673,763
派生商品評価勘定	13,396
未収入金	6,466,536
未収利息	2,488,460,326
前払費用	98,082,971
差入委託証拠金	36,783,108
流動資産合計	244,509,616,511
資産合計	244,509,616,511
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12,578,109
未払金	4,968,670
未払解約金	308,623,155
流動負債合計	326,169,934
負債合計	326,169,934
純資産の部	
元本等	
元本	103,944,948,846
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	140,238,497,731
元本等合計	244,183,446,577
純資産合計	244,183,446,577
負債純資産合計	244,509,616,511

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成25年 5月27日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4. 収益及び費用の計上基準	派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成25年 5月27日現在
1. 計算期間の期首元本額	111,879,796,523円
計算期間中の追加設定元本額	6,028,261,426円
計算期間中の一部解約元本額	13,963,109,103円
計算日の元本額	103,944,948,846円
計算日の元本額の内訳	
外国債券オープン(毎月決算型)	5,667,131,731円
外国債券オープン(3ヶ月決算型)	268,304,120円
グローバル・インカム&プラス(毎月決算型)	2,309,269,970円
財産四分法ファンド(毎月決算型)	1,799,707,525円
SBI資産設計オープン(資産成長型)	549,235,608円
SBI資産設計オープン(分配型)	11,357,851円
SMT グローバル債券インデックス・オープン	3,263,787,250円
世界経済インデックスファンド	418,630,884円
マイセレクション25	15,046,167円
マイセレクション50	9,797,964円
マイセレクション75	7,530,608円
DCマイセレクション25	938,473,256円
DCマイセレクション50	909,471,654円
DCマイセレクション75	596,190,973円
DC外国債券インデックス・オープン	1,121,950,330円
DCマイセレクションS25	304,083,460円

DCマイセレクションS50	282,849,027円
DCマイセレクションS75	122,278,031円
DCターゲット・イヤー ファンド2015	1,632,788円
DCターゲット・イヤー ファンド2025	32,184,492円
DCターゲット・イヤー ファンド2035	22,919,009円
DCターゲット・イヤー ファンド2045	8,094,318円
DC世界経済インデックスファンド	190,232,660円
外国債券インデックス・オープン(SMA専用)	7,617,644,257円
外国債券インデックス 為替ヘッジあり(SMA専用)	4,957,954,134円
マイセレクション50VA1(適格機関投資家専用)	37,036,810円
マイセレクション75VA1(適格機関投資家専用)	11,942,041円
外国債券インデックス・オープンVA1(適格機関投資家専用)	448,207,941円
バランス30VA1(適格機関投資家専用)	1,409,995,654円
バランス50VA1(適格機関投資家専用)	2,418,527,566円
バランス25VA2(適格機関投資家専用)	27,327,766,323円
バランス50VA2(適格機関投資家専用)	3,000,897,914円
バランスA(25)VA1(適格機関投資家専用)	9,273,292,794円
バランスB(37.5)VA1(適格機関投資家専用)	1,297,830,925円
バランスC(50)VA1(適格機関投資家専用)	4,417,934,621円
世界バランスVA1(適格機関投資家専用)	4,575,370,682円
世界バランスVA2(適格機関投資家専用)	4,802,230,854円
バランスD(35)VA1(適格機関投資家専用)	1,402,831,844円
グローバルバランスファンドVA35(適格機関投資家専用)	3,443,068,276円
バランスE(25)VA1(適格機関投資家専用)	523,944,875円
バランスF(25)VA1(適格機関投資家専用)	709,161,563円
FOFs用外国債券オープン(適格機関投資家専用)	4,018,091,067円
グローバル債券ファンド・シリーズ1(適格機関投資家専用)	864,531,902円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	333,124,175円
外国債券ファンド・シリーズ1	372,211,883円
コア投資戦略ファンド(安定型)	537,432,024円
コア投資戦略ファンド(成長型)	492,154,628円
分散投資コア戦略ファンドA	26,720円
分散投資コア戦略ファンドS	45,561円
FOFs用外国債券インデックス 為替ヘッジあり(適格機関投資家専用)	801,532,136円
2. 計算日における受益権総数	103,944,948,846口
3. 1口当たり純資産額	2.3492円
(1万口当たり純資産額)	(23,492円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	平成25年 5月27日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、市場リスク（為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として債券先物取引及び為替予約取引を行っております。債券先物取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	平成25年 5月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4. 金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成25年 5月27日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	1,995,122,117
合計	1,995,122,117

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、「外国債券インデックス マザーファンド」の期首から計算日までの期間(平成24年5月30日から平成25年5月27日まで)に対応するものです。

(デリバティブ取引に関する注記)

I. ヘッジ会計が適用されていないもの

債券関連

区分	種類	平成25年 5月27日現在			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買 建	503,404,549	—	501,544,706	△1,859,843
	合計	503,404,549	—	501,544,706	△1,859,843

(注)1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

通貨関連

区分	種類	平成25年 5月27日現在			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買 建				
	アメリカドル	392,460,730	—	386,293,800	△6,166,930
	カナダドル	26,035,430	—	25,381,200	△654,230
	イギリスポンド	56,204,440	—	54,936,000	△1,268,440
	ユーロ	209,919,470	—	207,304,200	△2,615,270
	計	684,620,070	—	673,915,200	△10,704,870
	合計	684,620,070	—	673,915,200	△10,704,870

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

II. ヘッジ会計が適用されているもの

平成25年 5月27日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

平成25年 5月27日現在
該当事項はありません。

(3)附属明細表(平成25年5月27日現在)

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	T 0.25% 01/15/15	10,000,000.00	10,005,664.10	
		T 0.25% 02/15/15	5,700,000.00	5,702,115.21	
		T 0.25% 04/15/16	18,000,000.00	17,920,195.38	
		T 0.25% 04/30/14	9,000,000.00	9,009,843.75	
		T 0.25% 07/15/15	14,000,000.00	13,993,164.08	
		T 0.25% 10/15/15	8,000,000.00	7,987,031.28	
		T 0.25% 12/15/14	10,000,000.00	10,007,617.20	
		T 0.375% 03/15/16	4,800,000.00	4,797,937.48	
		T 0.375% 04/15/15	11,500,000.00	11,526,953.12	
		T 0.375% 06/15/15	10,000,000.00	10,022,460.90	
		T 0.375% 11/15/14	4,000,000.00	4,010,546.88	
		T 0.625% 11/30/17	4,000,000.00	3,969,609.36	
		T 0.75% 02/28/18	13,100,000.00	13,035,267.52	
		T 0.75% 03/31/18	3,000,000.00	2,982,011.73	
		T 0.75% 06/30/17	19,400,000.00	19,439,406.25	
		T 0.75% 12/31/17	10,000,000.00	9,968,164.10	
		T 0.875% 01/31/18	3,400,000.00	3,405,312.50	
		T 0.875% 02/28/17	22,900,000.00	23,125,421.87	
		T 1% 03/31/17	1,400,000.00	1,419,386.72	
		T 1% 06/30/19	9,000,000.00	8,908,066.44	
		T 1% 09/30/16	7,900,000.00	8,029,609.37	
		T 1% 09/30/19	4,000,000.00	3,943,125.00	
		T 1% 11/30/19	6,300,000.00	6,191,841.78	
		T 1.25% 01/31/19	900,000.00	909,386.72	
		T 1.25% 02/29/20	10,000,000.00	9,941,015.60	
		T 1.25% 10/31/19	1,700,000.00	1,700,830.07	
		T 1.375% 02/28/19	4,400,000.00	4,470,898.43	
		T 1.375% 09/30/18	3,900,000.00	3,980,208.99	
		T 1.375% 11/30/15	29,100,000.00	29,858,191.47	
		T 1.375% 12/31/18	2,000,000.00	2,036,367.18	
		T 1.5% 03/31/19	11,000,000.00	11,246,855.51	
		T 1.5% 07/31/16	4,300,000.00	4,439,750.00	
		T 1.625% 08/15/22	4,500,000.00	4,399,628.89	
		T 1.625% 11/15/22	3,000,000.00	2,919,843.75	
		T 1.75% 05/15/22	12,500,000.00	12,414,306.62	
		T 1.75% 07/31/15	15,000,000.00	15,478,417.95	
		T 1.875% 04/30/14	6,000,000.00	6,096,562.50	

T 1.875% 06/30/15	13,100,000.00	13,539,310.59	
T 1.875% 08/31/17	9,800,000.00	10,275,261.68	
T 1.875% 09/30/17	3,000,000.00	3,144,902.34	
T 1.875% 10/31/17	2,500,000.00	2,620,361.32	
T 2% 01/31/16	10,300,000.00	10,748,210.98	
T 2% 02/15/22	10,000,000.00	10,177,734.40	
T 2% 02/15/23	11,500,000.00	11,534,365.20	
T 2% 11/15/21	2,400,000.00	2,451,703.12	
T 2.125% 08/15/21	6,100,000.00	6,312,189.47	
T 2.125% 11/30/14	12,600,000.00	12,964,710.90	
T 2.25% 01/31/15	5,400,000.00	5,583,515.65	
T 2.25% 05/31/14	10,100,000.00	10,314,033.24	
T 2.25% 07/31/18	5,750,000.00	6,131,723.64	
T 2.25% 11/30/17	2,000,000.00	2,130,351.56	
T 2.375% 02/28/15	19,200,000.00	19,919,625.02	
T 2.375% 03/31/16	5,200,000.00	5,491,992.16	
T 2.375% 05/31/18	4,000,000.00	4,290,078.12	
T 2.375% 06/30/18	550,000.00	589,982.42	
T 2.375% 08/31/14	12,500,000.00	12,845,703.12	
T 2.375% 10/31/14	6,000,000.00	6,186,562.50	
T 2.5% 03/31/15	20,700,000.00	21,556,705.10	
T 2.625% 02/29/16	1,000,000.00	1,061,621.09	
T 2.625% 04/30/16	5,100,000.00	5,426,818.35	
T 2.625% 04/30/18	5,000,000.00	5,422,265.65	
T 2.625% 06/30/14	16,000,000.00	16,431,250.08	
T 2.625% 07/31/14	37,400,000.00	38,481,093.75	
T 2.625% 08/15/20	5,500,000.00	5,950,312.50	
T 2.625% 11/15/20	9,500,000.00	10,260,371.07	
T 2.625% 12/31/14	3,550,000.00	3,686,245.13	
T 2.75% 02/15/19	600,000.00	656,250.00	
T 2.75% 02/28/18	3,800,000.00	4,141,035.14	
T 2.75% 05/31/17	8,000,000.00	8,663,281.28	
T 2.75% 08/15/42	9,200,000.00	8,459,687.50	
T 2.75% 11/15/42	5,800,000.00	5,327,050.77	
T 2.75% 11/30/16	14,000,000.00	15,070,234.34	
T 2.875% 03/31/18	3,900,000.00	4,273,470.70	
T 3% 02/28/17	9,500,000.00	10,344,238.30	
T 3% 05/15/42	8,000,000.00	7,762,812.48	
T 3% 08/31/16	8,700,000.00	9,405,855.44	
T 3.125% 01/31/17	3,500,000.00	3,823,886.71	
T 3.125% 04/30/17	6,500,000.00	7,125,878.89	
T 3.125% 05/15/19	12,800,000.00	14,292,000.00	
T 3.125% 05/15/21	9,500,000.00	10,587,119.10	
T 3.125% 10/31/16	8,500,000.00	9,250,722.63	
T 3.125% 11/15/41	9,300,000.00	9,271,482.38	
T 3.25% 06/30/16	5,400,000.00	5,864,484.40	
T 3.25% 07/31/16	7,000,000.00	7,617,832.04	
T 3.25% 12/31/16	3,500,000.00	3,834,277.33	

T 3.375% 11/15/19	7,600,000.00	8,621,250.00	
T 3.5% 02/15/18	5,700,000.00	6,407,490.21	
T 3.5% 02/15/39	4,500,000.00	4,850,156.25	
T 3.625% 02/15/20	5,150,000.00	5,924,712.90	
T 3.625% 02/15/21	14,500,000.00	16,709,833.93	
T 3.625% 08/15/19	3,900,000.00	4,475,021.49	
T 3.75% 08/15/41	7,000,000.00	7,845,468.75	
T 3.75% 11/15/18	5,000,000.00	5,737,109.40	
T 3.875% 08/15/40	7,000,000.00	8,024,570.33	
T 4.0% 02/15/15	7,200,000.00	7,664,765.61	
T 4.0% 08/15/18	3,300,000.00	3,819,105.47	
T 4.125% 05/15/15	6,700,000.00	7,207,210.97	
T 4.25% 05/15/39	600,000.00	730,769.53	
T 4.25% 08/15/14	12,000,000.00	12,596,250.00	
T 4.25% 08/15/15	12,500,000.00	13,592,773.50	
T 4.25% 11/15/14	7,700,000.00	8,156,134.75	
T 4.25% 11/15/17	4,600,000.00	5,303,476.57	
T 4.25% 11/15/40	5,000,000.00	6,090,625.00	
T 4.375% 02/15/38	2,000,000.00	2,477,226.56	
T 4.375% 05/15/40	4,900,000.00	6,087,675.76	
T 4.375% 05/15/41	2,000,000.00	2,486,484.38	
T 4.375% 11/15/39	6,500,000.00	8,071,552.71	
T 4.5% 02/15/36	2,500,000.00	3,147,265.62	
T 4.5% 05/15/17	9,800,000.00	11,276,890.67	
T 4.5% 05/15/38	2,000,000.00	2,524,335.94	
T 4.5% 08/15/39	4,000,000.00	5,057,734.36	
T 4.5% 11/15/15	3,100,000.00	3,416,720.70	
T 4.625% 02/15/17	5,000,000.00	5,739,843.75	
T 4.625% 02/15/40	1,150,000.00	1,483,365.23	
T 4.75% 02/15/37	1,500,000.00	1,956,064.45	
T 4.75% 05/15/14	6,200,000.00	6,475,367.17	
T 4.75% 08/15/17	1,300,000.00	1,519,121.09	
T 5.0% 05/15/37	500,000.00	674,423.83	
T 5.125% 05/15/16	4,800,000.00	5,464,781.23	
T 5.25% 02/15/29	1,900,000.00	2,543,291.01	
T 5.25% 11/15/28	1,300,000.00	1,737,556.63	
T 5.375% 02/15/31	2,010,000.00	2,758,882.04	
T 5.5% 08/15/28	1,200,000.00	1,640,882.80	
T 6.0% 02/15/26	1,900,000.00	2,670,427.73	
T 6.125% 08/15/29	900,000.00	1,316,390.62	
T 6.125% 11/15/27	2,220,000.00	3,196,106.25	
T 6.25% 05/15/30	1,880,000.00	2,801,126.56	
T 6.25% 08/15/23	3,500,000.00	4,893,027.33	
T 6.875% 08/15/25	1,000,000.00	1,496,503.91	
T 7.25% 05/15/16	6,350,000.00	7,626,449.25	
T 7.25% 08/15/22	2,600,000.00	3,814,738.27	
T 7.5% 11/15/16	5,100,000.00	6,318,521.47	
T 8.0% 11/15/21	1,700,000.00	2,556,341.79	

	T 8.125% 08/15/19	2,100,000.00	2,983,517.58	
アメリカドル小計		923,810,000.00	980,562,956.63 (98,909,385,435)	
カナダドル	CAN 0.75% 05/01/14	1,000,000.00	997,295.00	
	CAN 1% 02/01/15	200,000.00	199,867.00	
	CAN 1.25% 03/01/18	1,700,000.00	1,690,463.00	
	CAN 1.5% 06/01/23	950,000.00	911,221.00	
	CAN 1.5% 09/01/17	900,000.00	905,220.00	
	CAN 2% 06/01/16	1,400,000.00	1,433,789.00	
	CAN 2% 12/01/14	5,300,000.00	5,375,657.50	
	CAN 2.5% 06/01/15	3,000,000.00	3,087,045.00	
	CAN 2.75% 06/01/22	2,000,000.00	2,149,450.00	
	CAN 2.75% 09/01/16	3,100,000.00	3,249,606.00	
	CAN 3% 12/01/15	2,900,000.00	3,035,981.00	
	CAN 3.0% 06/01/14	5,150,000.00	5,250,914.25	
	CAN 3.25% 06/01/21	1,900,000.00	2,110,776.50	
	CAN 3.5% 06/01/20	2,350,000.00	2,635,113.75	
	CAN 3.5% 12/01/45	1,700,000.00	2,051,194.50	
	CAN 3.75% 06/01/19	3,050,000.00	3,434,513.50	
	CAN 4% 06/01/16	2,150,000.00	2,328,794.00	
	CAN 4% 06/01/17	2,400,000.00	2,649,096.00	
	CAN 4.0% 06/01/41	2,750,000.00	3,534,506.25	
	CAN 4.25% 06/01/18	1,750,000.00	1,989,968.75	
	CAN 4.5% 06/01/15	3,000,000.00	3,206,220.00	
	CAN 5% 06/01/14	2,600,000.00	2,703,168.00	
	CAN 5% 06/01/37	2,350,000.00	3,368,078.75	
	CAN 5.75% 06/01/29	2,160,000.00	3,135,499.20	
	CAN 5.75% 06/01/33	2,200,000.00	3,320,757.00	
	CAN 8.0% 06/01/27	950,000.00	1,609,718.00	
カナダドル小計		58,910,000.00	66,363,912.95 (6,482,427,016)	
オーストラリアドル	ACGB 2.75% 04/21/24	950,000.00	895,071.00	
	ACGB 3.25% 04/21/29	550,000.00	514,217.00	
	ACGB 4.25% 07/21/17	1,300,000.00	1,377,044.50	
	ACGB 4.5% 04/15/20	2,900,000.00	3,156,041.00	
	ACGB 4.5% 10/21/14	3,000,000.00	3,080,340.00	
	ACGB 4.75% 04/21/27	1,250,000.00	1,402,618.75	
	ACGB 4.75% 06/15/16	2,750,000.00	2,921,586.25	
	ACGB 4.75% 10/21/15	1,200,000.00	1,260,324.00	
	ACGB 5.25% 03/15/19	2,800,000.00	3,145,114.00	
	ACGB 5.5% 01/21/18	2,500,000.00	2,791,612.50	
	ACGB 5.5% 04/21/23	2,800,000.00	3,316,306.00	
	ACGB 5.75% 05/15/21	2,750,000.00	3,243,735.00	
	ACGB 5.75% 07/15/22	2,350,000.00	2,808,391.00	
	ACGB 6% 02/15/17	3,200,000.00	3,577,024.00	
	ACGB 6.25% 04/15/15	2,900,000.00	3,096,431.50	
	ACGB 6.25% 06/15/14	1,200,000.00	1,245,738.00	
オーストラリアドル小計		34,400,000.00	37,831,594.50 (3,673,447,825)	

イギリスポンド	UKT 1% 09/07/17	4,450,000.00	4,490,361.50	
	UKT 1.75% 01/22/17	800,000.00	832,952.00	
	UKT 1.75% 09/07/22	3,750,000.00	3,702,243.75	
	UKT 2% 01/22/16	3,650,000.00	3,800,453.00	
	UKT 2.75% 01/22/15	2,750,000.00	2,859,436.25	
	UKT 3.25% 01/22/44	700,000.00	696,269.00	
	UKT 3.75% 07/22/52	1,800,000.00	1,968,228.00	
	UKT 3.75% 09/07/19	3,100,000.00	3,584,096.00	
	UKT 3.75% 09/07/20	3,000,000.00	3,483,555.00	
	UKT 3.75% 09/07/21	3,200,000.00	3,718,208.00	
	UKT 4% 01/22/60	2,050,000.00	2,392,022.00	
	UKT 4% 03/07/22	2,550,000.00	3,013,985.25	
	UKT 4% 09/07/16	5,000,000.00	5,570,550.00	
	UKT 4.25% 03/07/36	3,000,000.00	3,610,680.00	
	UKT 4.25% 06/07/32	2,850,000.00	3,449,782.50	
	UKT 4.25% 09/07/39	1,900,000.00	2,279,363.50	
	UKT 4.25% 12/07/27	2,000,000.00	2,425,200.00	
	UKT 4.25% 12/07/40	3,150,000.00	3,774,503.25	
	UKT 4.25% 12/07/46	2,950,000.00	3,544,469.25	
	UKT 4.25% 12/07/49	2,500,000.00	3,013,600.00	
	UKT 4.25% 12/07/55	2,650,000.00	3,224,414.00	
	UKT 4.5% 03/07/19	3,400,000.00	4,055,333.00	
	UKT 4.5% 09/07/34	2,550,000.00	3,177,249.00	
	UKT 4.5% 12/07/42	3,500,000.00	4,378,010.00	
	UKT 4.75% 03/07/20	3,700,000.00	4,531,001.50	
	UKT 4.75% 09/07/15	2,850,000.00	3,135,598.50	
	UKT 4.75% 12/07/30	2,900,000.00	3,725,137.00	
	UKT 4.75% 12/07/38	2,800,000.00	3,626,672.00	
	UKT 5% 03/07/18	3,150,000.00	3,762,942.75	
	UKT 5% 03/07/25	2,700,000.00	3,489,034.50	
	UKT 5.0% 09/07/14	5,100,000.00	5,403,603.00	
	UKT 6.0% 12/07/28	1,760,000.00	2,548,964.00	
	UKT 8% 06/07/21	2,600,000.00	3,862,924.00	
	UKT 8% 12/07/15	2,295,000.00	2,738,864.47	
	UKT 8.75% 08/25/17	1,500,000.00	2,004,600.00	
イギリスポンド小計		98,605,000.00	115,874,305.97 (17,685,895,320)	
スイスフラン	SWISS 2.25% 07/06/20	100,000.00	113,257.50	
	SWISS 3% 01/08/18	3,950,000.00	4,482,302.00	
	SWISS 3.75% 06/10/15	800,000.00	862,868.00	
	SWISS 4% 02/11/23	2,100,000.00	2,761,647.00	
	SWISS 4% 04/08/28	300,000.00	426,012.00	
スイスフラン小計		7,250,000.00	8,646,086.50 (907,060,934)	
シンガポールドル	SIGB 0.5% 04/01/18	500,000.00	495,590.00	
	SIGB 1.125% 04/01/16	600,000.00	612,690.00	
	SIGB 2.25% 06/01/21	400,000.00	423,016.00	
	SIGB 2.375% 04/01/17	450,000.00	481,479.75	

	SIGB 2.5% 06/01/19	650,000.00	706,667.00	
	SIGB 2.75% 04/01/42	500,000.00	493,157.50	
	SIGB 2.875% 07/01/15	1,250,000.00	1,316,687.50	
	SIGB 2.875% 09/01/30	450,000.00	477,288.00	
	SIGB 3% 09/01/24	350,000.00	386,151.50	
	SIGB 3.125% 09/01/22	900,000.00	1,018,192.50	
	SIGB 3.25% 09/01/20	600,000.00	680,028.00	
	SIGB 3.5% 03/01/27	1,100,000.00	1,265,605.00	
	SIGB 3.625% 07/01/14	2,000,000.00	2,073,700.00	
	SIGB 3.75% 09/01/16	800,000.00	886,484.00	
	SIGB 4% 09/01/18	750,000.00	874,571.25	
シンガポールドル小計		11,300,000.00	12,191,308.00 (971,647,247)	
マレーシア リンギット	MGS 3.172% 07/15/16	700,000.00	701,781.50	
	MGS 3.197% 10/15/15	300,000.00	301,110.00	
	MGS 3.314% 10/31/17	2,550,000.00	2,565,006.75	
	MGS 3.418% 08/15/22	400,000.00	405,948.00	
	MGS 3.434% 08/15/14	3,000,000.00	3,017,880.00	
	MGS 3.48% 03/15/23	1,100,000.00	1,129,375.50	
	MGS 3.492% 03/31/20	1,350,000.00	1,368,225.00	
	MGS 3.502% 05/31/27	2,200,000.00	2,201,375.00	
	MGS 3.58% 09/28/18	2,000,000.00	2,039,280.00	
	MGS 3.741% 02/27/15	4,800,000.00	4,865,856.00	
	MGS 3.814% 02/15/17	1,100,000.00	1,125,954.50	
	MGS 3.892% 03/15/27	1,150,000.00	1,215,170.50	
	MGS 4.127% 04/15/32	700,000.00	744,054.50	
	MGS 4.16% 07/15/21	2,750,000.00	2,941,276.25	
	MGS 4.24% 02/07/18	2,650,000.00	2,772,310.75	
	MGS 4.262% 09/15/16	6,100,000.00	6,314,903.00	
	MGS 4.378% 11/29/19	3,500,000.00	3,732,820.00	
	MGS 4.392% 04/15/26	300,000.00	328,789.50	
	MGS 4.72% 09/30/15	1,300,000.00	1,351,408.50	
	MGS 5.094% 04/30/14	1,800,000.00	1,836,684.00	
	MGS 5.248% 09/15/28	1,500,000.00	1,796,602.50	
マレーシアリンギット小計		41,250,000.00	42,755,811.75 (1,419,492,950)	
スウェーデン クローナ	SGB 1.5% 11/13/23	7,600,000.00	7,381,272.00	
	SGB 3% 07/12/16	7,600,000.00	8,091,834.00	
	SGB 3.5% 03/30/39	7,150,000.00	8,309,336.75	
	SGB 3.5% 06/01/22	9,050,000.00	10,408,721.75	
	SGB 3.75% 08/12/17	11,050,000.00	12,276,218.50	
	SGB 4.25% 03/12/19	11,800,000.00	13,741,218.00	
	SGB 4.5% 08/12/15	5,900,000.00	6,376,631.50	
	SGB 5% 12/01/20	12,800,000.00	15,939,136.00	
	SGB 6.75% 05/05/14	15,300,000.00	16,149,915.00	
スウェーデンクローナ小計		88,250,000.00	98,674,283.50 (1,496,888,880)	
ノルウェー クローネ	NGB 2% 05/24/23	4,000,000.00	3,923,140.00	
	NGB 3.75% 05/25/21	8,600,000.00	9,726,213.00	

	NGB 4.25% 05/19/17	9,800,000.00	10,883,439.00	
	NGB 4.5% 05/22/19	6,200,000.00	7,195,658.00	
	NGB 5% 05/15/15	11,000,000.00	11,825,495.00	
ノルウェークローネ小計		39,600,000.00	43,553,945.00 (753,483,248)	
デンマーク クローネ	DGB 1.5% 11/15/23	3,900,000.00	3,907,117.50	
	DGB 2% 11/15/14	9,650,000.00	9,947,316.50	
	DGB 2.5% 11/15/16	2,400,000.00	2,598,120.00	
	DGB 3% 11/15/21	15,400,000.00	17,792,544.00	
	DGB 4% 11/15/15	15,300,000.00	16,825,639.50	
	DGB 4% 11/15/17	9,800,000.00	11,417,000.00	
	DGB 4% 11/15/19	14,100,000.00	17,067,133.50	
	DGB 4.5% 11/15/39	19,300,000.00	28,391,747.50	
	DGB 7% 11/10/24	4,300,000.00	6,828,421.50	
デンマーククローネ小計		94,150,000.00	114,775,040.00 (2,007,415,449)	
メキシコペソ	MBONO 5% 06/15/17	16,400,000.00	16,825,088.00	
	MBONO 6% 06/18/15	75,000,000.00	77,856,000.00	
	MBONO 6.5% 06/10/21	7,500,000.00	8,276,662.50	
	MBONO 7.25% 12/15/16	32,300,000.00	35,622,701.00	
	MBONO 8% 06/11/20	38,700,000.00	46,331,059.50	
	MBONO 8% 12/07/23	21,800,000.00	26,883,869.00	
	MBONO 8.5% 05/31/29	55,200,000.00	71,852,184.00	
	MBONO 8.5% 11/18/38	32,250,000.00	42,405,686.25	
メキシコペソ小計		279,150,000.00	326,053,250.25 (2,631,249,729)	
ポーランドズロチ	POLGB 3.75% 04/25/18	4,400,000.00	4,577,628.00	
	POLGB 4% 10/25/23	2,300,000.00	2,419,289.50	
	POLGB 4.75% 04/25/17	2,100,000.00	2,254,255.50	
	POLGB 4.75% 10/25/16	6,100,000.00	6,506,504.00	
	POLGB 5.25% 10/25/17	5,600,000.00	6,164,984.00	
	POLGB 5.25% 10/25/20	3,200,000.00	3,639,296.00	
	POLGB 5.5% 04/25/15	5,150,000.00	5,433,919.50	
	POLGB 5.5% 10/25/19	3,950,000.00	4,516,844.75	
	POLGB 5.75% 04/25/29	1,550,000.00	1,931,044.25	
	POLGB 5.75% 09/23/22	5,400,000.00	6,436,476.00	
	POLGB 5.75% 10/25/21	2,800,000.00	3,309,572.00	
	POLGB 6.25% 10/24/15	8,400,000.00	9,116,814.00	
ポーランドズロチ小計		50,950,000.00	56,306,627.50 (1,747,757,717)	
南アフリカランド	SAGB 10.5% 12/21/26	20,300,000.00	26,362,189.00	
	SAGB 13.5% 09/15/15	8,850,000.00	10,413,396.75	
	SAGB 6.25% 03/31/36	12,100,000.00	9,916,252.50	
	SAGB 6.5% 02/28/41	8,700,000.00	7,171,584.00	
	SAGB 6.75% 03/31/21	14,000,000.00	14,417,550.00	
	SAGB 7% 02/28/31	9,200,000.00	8,570,996.00	
	SAGB 7.25% 01/15/20	15,300,000.00	16,211,880.00	
	SAGB 7.75% 02/28/23	3,500,000.00	3,797,920.00	
	SAGB 8% 12/21/18	12,700,000.00	13,967,777.50	

	SAGB 8.25% 09/15/17	14,000,000.00	15,352,540.00	
	SAGB 8.75% 02/28/48	3,900,000.00	4,149,678.00	
	SAGB 8.75% 12/21/14	6,000,000.00	6,326,910.00	
	南アフリカランド小計	128,550,000.00	136,658,673.75 (1,437,649,247)	
ユーロ	BGB 3% 09/28/19	750,000.00	830,531.25	
	BGB 3.25% 09/28/16	3,650,000.00	3,991,932.00	
	BGB 3.5% 03/28/15	900,000.00	955,629.00	
	BGB 3.75% 09/28/15	1,900,000.00	2,058,422.00	
	BGB 3.75% 09/28/20	3,950,000.00	4,575,936.75	
	BGB 4% 03/28/18	2,300,000.00	2,646,771.00	
	BGB 4% 03/28/22	3,100,000.00	3,649,118.50	
	BGB 4% 03/28/32	300,000.00	351,819.00	
	BGB 4.0% 03/28/17	3,300,000.00	3,726,756.00	
	BGB 4.0% 03/28/19	2,600,000.00	3,028,103.00	
	BGB 4.25% 03/28/41	2,000,000.00	2,450,090.00	
	BGB 4.25% 09/28/14	2,500,000.00	2,638,662.50	
	BGB 4.25% 09/28/21	1,200,000.00	1,437,252.00	
	BGB 4.25% 09/28/22	1,950,000.00	2,332,824.00	
	BGB 4.5% 03/28/26	1,600,000.00	1,964,600.00	
	BGB 5% 03/28/35	2,900,000.00	3,879,083.50	
	BGB 5.5% 03/28/28	3,350,000.00	4,567,440.25	
	BGB 5.5% 09/28/17	1,650,000.00	1,986,756.75	
	BGB 8.0% 03/28/15	1,350,000.00	1,544,474.25	
	BTNS 1.75% 02/25/17	1,600,000.00	1,674,032.00	
	BTNS 2% 07/12/15	2,200,000.00	2,286,449.00	
	BTNS 2.25% 02/25/16	3,200,000.00	3,374,144.00	
	BTNS 2.5% 01/15/15	5,300,000.00	5,508,051.50	
	BTNS 2.5% 07/25/16	5,500,000.00	5,867,812.50	
	BTNS 3% 07/12/14	6,100,000.00	6,300,995.00	
	BTPS 2.75% 12/01/15	1,600,000.00	1,630,704.00	
	BTPS 3% 04/15/15	3,800,000.00	3,901,669.00	
	BTPS 3% 06/15/15	4,900,000.00	5,028,551.50	
	BTPS 3% 11/01/15	2,800,000.00	2,874,550.00	
	BTPS 3.5% 06/01/14	3,000,000.00	3,076,065.00	
	BTPS 3.5% 11/01/17	800,000.00	821,824.00	
	BTPS 3.75% 03/01/21	2,600,000.00	2,633,787.00	
	BTPS 3.75% 04/15/16	2,200,000.00	2,302,223.00	
	BTPS 3.75% 08/01/15	6,050,000.00	6,296,083.75	
	BTPS 3.75% 08/01/16	7,000,000.00	7,315,385.00	
	BTPS 3.75% 08/01/21	7,250,000.00	7,339,428.75	
	BTPS 4% 02/01/17	5,200,000.00	5,468,164.00	
	BTPS 4% 02/01/37	4,000,000.00	3,645,620.00	
	BTPS 4% 09/01/20	5,300,000.00	5,471,799.50	
	BTPS 4.25% 02/01/15	6,300,000.00	6,598,147.50	
	BTPS 4.25% 02/01/19	5,000,000.00	5,285,950.00	
	BTPS 4.25% 03/01/20	2,950,000.00	3,089,933.25	
	BTPS 4.25% 08/01/14	9,200,000.00	9,542,424.00	

BTPS 4.25% 09/01/19	2,050,000.00	2,159,828.75	
BTPS 4.5% 02/01/18	4,250,000.00	4,550,092.50	
BTPS 4.5% 02/01/20	6,350,000.00	6,748,113.25	
BTPS 4.5% 03/01/19	3,600,000.00	3,845,070.00	
BTPS 4.5% 03/01/26	2,900,000.00	2,979,634.00	
BTPS 4.5% 05/01/23	1,000,000.00	1,032,505.00	
BTPS 4.5% 08/01/18	4,600,000.00	4,924,622.00	
BTPS 4.75% 06/01/17	3,900,000.00	4,192,753.50	
BTPS 4.75% 08/01/23	5,700,000.00	6,026,154.00	
BTPS 4.75% 09/01/21	4,000,000.00	4,286,100.00	
BTPS 4.75% 09/15/16	2,050,000.00	2,203,637.25	
BTPS 5% 03/01/22	2,000,000.00	2,167,030.00	
BTPS 5% 03/01/25	4,000,000.00	4,284,900.00	
BTPS 5% 08/01/34	3,500,000.00	3,651,585.00	
BTPS 5% 09/01/40	3,350,000.00	3,440,969.25	
BTPS 5.0% 08/01/39	3,200,000.00	3,302,336.00	
BTPS 5.25% 08/01/17	5,040,000.00	5,529,862.80	
BTPS 5.25% 11/01/29	5,800,000.00	6,269,191.00	
BTPS 5.5% 09/01/22	2,100,000.00	2,336,334.00	
BTPS 5.5% 11/01/22	3,500,000.00	3,892,437.50	
BTPS 5.75% 02/01/33	2,600,000.00	2,972,970.00	
BTPS 6% 05/01/31	5,000,000.00	5,849,775.00	
BTPS 6.5% 11/01/27	3,800,000.00	4,614,891.00	
BTPS 7.25% 11/01/26	1,900,000.00	2,447,912.50	
BTPS 9% 11/01/23	800,000.00	1,126,928.00	
DBR 1.5% 02/15/23	2,100,000.00	2,120,443.50	
DBR 1.5% 09/04/22	2,900,000.00	2,945,327.00	
DBR 1.75% 07/04/22	4,400,000.00	4,577,452.00	
DBR 2% 01/04/22	2,600,000.00	2,775,617.00	
DBR 2.25% 09/04/20	1,400,000.00	1,536,507.00	
DBR 2.25% 09/04/21	3,800,000.00	4,148,099.00	
DBR 2.5% 01/04/21	3,200,000.00	3,565,472.00	
DBR 2.5% 07/04/44	1,800,000.00	1,880,568.00	
DBR 3% 07/04/20	4,700,000.00	5,405,940.00	
DBR 3.25% 01/04/20	3,600,000.00	4,185,900.00	
DBR 3.25% 07/04/15	5,300,000.00	5,661,592.50	
DBR 3.25% 07/04/21	3,000,000.00	3,511,350.00	
DBR 3.25% 07/04/42	2,200,000.00	2,659,899.00	
DBR 3.5% 01/04/16	4,600,000.00	5,013,310.00	
DBR 3.5% 07/04/19	3,900,000.00	4,569,025.50	
DBR 3.75% 01/04/15	2,550,000.00	2,703,522.75	
DBR 3.75% 01/04/17	6,700,000.00	7,560,246.50	
DBR 3.75% 01/04/19	3,500,000.00	4,118,292.50	
DBR 4% 07/04/16	4,000,000.00	4,480,660.00	
DBR 4.0% 01/04/18	4,500,000.00	5,249,632.50	
DBR 4.0% 01/04/37	3,950,000.00	5,216,528.00	
DBR 4.25% 07/04/14	7,700,000.00	8,059,936.50	
DBR 4.25% 07/04/17	3,200,000.00	3,719,888.00	

DBR 4.25% 07/04/18	4,050,000.00	4,825,433.25	
DBR 4.25% 07/04/39	2,350,000.00	3,272,704.00	
DBR 4.75% 07/04/28	2,000,000.00	2,731,420.00	
DBR 4.75% 07/04/34	3,150,000.00	4,506,169.50	
DBR 4.75% 07/04/40	2,700,000.00	4,059,153.00	
DBR 5.5% 01/04/31	2,950,000.00	4,419,395.00	
DBR 5.625% 01/04/28	2,500,000.00	3,681,300.00	
DBR 6% 06/20/16	560,000.00	660,450.00	
DBR 6.25% 01/04/24	1,500,000.00	2,206,620.00	
DBR 6.25% 01/04/30	1,300,000.00	2,067,630.50	
DBR 6.5% 07/04/27	1,700,000.00	2,686,119.00	
FRTR 0.25% 11/25/15	1,400,000.00	1,400,868.00	
FRTR 1% 05/25/18	1,900,000.00	1,920,425.00	
FRTR 2.25% 10/25/22	4,800,000.00	4,973,400.00	
FRTR 2.5% 10/25/20	4,200,000.00	4,547,277.00	
FRTR 2.75% 10/25/27	1,300,000.00	1,346,364.50	
FRTR 3% 04/25/22	6,500,000.00	7,191,697.50	
FRTR 3% 10/25/15	5,000,000.00	5,338,550.00	
FRTR 3.25% 04/25/16	5,050,000.00	5,481,118.50	
FRTR 3.25% 10/25/21	4,150,000.00	4,697,364.25	
FRTR 3.5% 04/25/15	7,900,000.00	8,409,471.00	
FRTR 3.5% 04/25/20	5,600,000.00	6,452,992.00	
FRTR 3.5% 04/25/26	5,650,000.00	6,397,890.50	
FRTR 3.75% 04/25/17	6,100,000.00	6,857,071.00	
FRTR 3.75% 04/25/21	6,450,000.00	7,553,982.00	
FRTR 3.75% 10/25/19	6,200,000.00	7,224,767.00	
FRTR 4% 04/25/18	4,800,000.00	5,557,464.00	
FRTR 4% 04/25/55	2,400,000.00	2,883,960.00	
FRTR 4% 04/25/60	1,600,000.00	1,929,312.00	
FRTR 4% 10/25/14	3,700,000.00	3,904,480.50	
FRTR 4% 10/25/38	4,500,000.00	5,361,367.50	
FRTR 4.25% 04/25/19	6,000,000.00	7,135,650.00	
FRTR 4.25% 10/25/17	5,750,000.00	6,650,047.50	
FRTR 4.25% 10/25/18	4,000,000.00	4,719,800.00	
FRTR 4.25% 10/25/23	5,900,000.00	7,147,112.50	
FRTR 4.5% 04/25/41	3,650,000.00	4,710,288.50	
FRTR 4.75% 04/25/35	3,600,000.00	4,728,402.00	
FRTR 5% 10/25/16	5,000,000.00	5,777,175.00	
FRTR 5.5% 04/25/29	4,000,000.00	5,559,240.00	
FRTR 5.75% 10/25/32	3,900,000.00	5,712,018.00	
FRTR 6.0% 10/25/25	2,400,000.00	3,384,444.00	
FRTR 8.5% 04/25/23	1,000,000.00	1,600,205.00	
FRTR 8.5% 10/25/19	1,120,000.00	1,637,596.80	
IRISH 3.9% 03/20/23	800,000.00	823,508.00	
IRISH 4.4% 06/18/19	1,500,000.00	1,630,605.00	
IRISH 4.5% 02/18/15	700,000.00	744,824.50	
IRISH 4.5% 04/18/20	3,850,000.00	4,177,789.00	
IRISH 4.5% 10/18/18	800,000.00	879,768.00	

IRISH 4.6% 04/18/16	2,000,000.00	2,182,570.00	
IRISH 5.4% 03/13/25	1,950,000.00	2,226,061.50	
IRISH 5.5% 10/18/17	500,000.00	568,502.50	
IRISH 5.9% 10/18/19	1,350,000.00	1,576,030.50	
NETHER 0.75% 04/15/15	1,000,000.00	1,012,610.00	
NETHER 1.25% 01/15/18	1,950,000.00	2,006,462.25	
NETHER 1.75% 07/15/23	1,250,000.00	1,251,843.75	
NETHER 2.25% 07/15/22	2,000,000.00	2,120,130.00	
NETHER 2.5% 01/15/17	2,100,000.00	2,259,033.00	
NETHER 2.5% 01/15/33	1,250,000.00	1,277,106.25	
NETHER 2.75% 01/15/15	1,400,000.00	1,461,677.00	
NETHER 3.25% 07/15/15	4,150,000.00	4,427,448.25	
NETHER 3.25% 07/15/21	2,550,000.00	2,924,289.00	
NETHER 3.5% 07/15/20	2,750,000.00	3,197,562.50	
NETHER 3.75% 01/15/23	1,900,000.00	2,261,503.50	
NETHER 3.75% 01/15/42	2,250,000.00	2,863,935.00	
NETHER 3.75% 07/15/14	3,850,000.00	4,011,854.00	
NETHER 4% 01/15/37	2,450,000.00	3,156,592.25	
NETHER 4% 07/15/16	2,800,000.00	3,124,478.00	
NETHER 4% 07/15/19	2,150,000.00	2,545,471.00	
NETHER 4.0% 07/15/18	2,850,000.00	3,321,489.75	
NETHER 4.5% 07/15/17	2,700,000.00	3,142,611.00	
NETHER 5.5% 01/15/28	2,100,000.00	2,991,765.00	
NETHER 7.5% 01/15/23	550,000.00	840,270.75	
OBL 0.5% 02/23/18	2,150,000.00	2,159,675.00	
OBL 0.5% 04/07/17	2,400,000.00	2,424,492.00	
OBL 0.75% 02/24/17	3,000,000.00	3,061,065.00	
OBL 1.25% 10/14/16	500,000.00	518,742.50	
OBL 1.75% 10/09/15	2,000,000.00	2,082,010.00	
OBL 2.25% 04/10/15	3,500,000.00	3,647,070.00	
OBL 2.5% 02/27/15	6,800,000.00	7,098,078.00	
OBL 2.5% 10/10/14	3,800,000.00	3,929,998.00	
OBL 2.75% 04/08/16	4,100,000.00	4,413,916.50	
RAGB 3.15% 06/20/44	600,000.00	673,287.00	
RAGB 3.2% 02/20/17	1,000,000.00	1,103,330.00	
RAGB 3.4% 10/20/14	900,000.00	942,084.00	
RAGB 3.4% 11/22/22	900,000.00	1,040,193.00	
RAGB 3.5% 07/15/15	2,650,000.00	2,841,303.50	
RAGB 3.5% 09/15/21	3,200,000.00	3,725,632.00	
RAGB 3.65% 04/20/22	400,000.00	470,300.00	
RAGB 3.8% 01/26/62	500,000.00	656,830.00	
RAGB 3.9% 07/15/20	2,700,000.00	3,202,848.00	
RAGB 4% 09/15/16	2,650,000.00	2,971,657.00	
RAGB 4.15% 03/15/37	2,150,000.00	2,785,830.25	
RAGB 4.3% 07/15/14	2,000,000.00	2,096,340.00	
RAGB 4.3% 09/15/17	700,000.00	812,028.00	
RAGB 4.35% 03/15/19	1,500,000.00	1,795,192.50	
RAGB 4.65% 01/15/18	3,000,000.00	3,552,585.00	

	RAGB 4.85% 03/15/26	1,400,000.00	1,846,383.00	
	RAGB 6.25% 07/15/27	1,400,000.00	2,103,276.00	
	RFGB 1.5% 04/15/23	600,000.00	592,953.00	
	RFGB 1.625% 09/15/22	800,000.00	806,964.00	
	RFGB 1.75% 04/15/16	600,000.00	627,114.00	
	RFGB 2.75% 07/04/28	650,000.00	701,863.50	
	RFGB 3.125% 09/15/14	1,150,000.00	1,196,379.50	
	RFGB 3.375% 04/15/20	1,150,000.00	1,328,727.25	
	RFGB 3.5% 04/15/21	400,000.00	467,288.00	
	RFGB 3.875% 09/15/17	1,400,000.00	1,601,278.00	
	RFGB 4% 07/04/25	1,350,000.00	1,659,231.00	
	RFGB 4.25% 07/04/15	1,400,000.00	1,522,717.00	
	RFGB 4.375% 07/04/19	1,050,000.00	1,269,198.00	
	SPGB 3% 04/30/15	1,800,000.00	1,832,976.00	
	SPGB 3.15% 01/31/16	6,100,000.00	6,209,952.50	
	SPGB 3.25% 04/30/16	1,000,000.00	1,019,805.00	
	SPGB 3.3% 10/31/14	2,100,000.00	2,151,261.00	
	SPGB 3.4% 04/30/14	900,000.00	918,094.50	
	SPGB 3.75% 10/31/15	400,000.00	412,880.00	
	SPGB 3.8% 01/31/17	4,000,000.00	4,118,720.00	
	SPGB 4% 04/30/20	3,000,000.00	3,034,275.00	
	SPGB 4% 07/30/15	4,550,000.00	4,721,899.00	
	SPGB 4.1% 07/30/18	3,900,000.00	4,050,754.50	
	SPGB 4.2% 01/31/37	2,600,000.00	2,286,557.00	
	SPGB 4.25% 10/31/16	6,850,000.00	7,160,202.25	
	SPGB 4.3% 10/31/19	2,400,000.00	2,484,000.00	
	SPGB 4.4% 01/31/15	7,400,000.00	7,729,485.00	
	SPGB 4.5% 01/31/18	900,000.00	948,586.50	
	SPGB 4.6% 07/30/19	3,000,000.00	3,163,395.00	
	SPGB 4.65% 07/30/25	1,800,000.00	1,798,479.00	
	SPGB 4.7% 07/30/41	2,000,000.00	1,886,450.00	
	SPGB 4.75% 07/30/14	2,700,000.00	2,806,272.00	
	SPGB 4.8% 01/31/24	2,900,000.00	2,961,944.00	
	SPGB 4.85% 10/31/20	4,100,000.00	4,331,814.00	
	SPGB 4.9% 07/30/40	2,100,000.00	2,046,439.50	
	SPGB 5.4% 01/31/23	2,450,000.00	2,636,849.25	
	SPGB 5.5% 04/30/21	3,400,000.00	3,737,467.00	
	SPGB 5.5% 07/30/17	4,300,000.00	4,705,447.00	
	SPGB 5.75% 07/30/32	2,650,000.00	2,913,224.50	
	SPGB 5.85% 01/31/22	2,850,000.00	3,179,160.75	
	SPGB 5.9% 07/30/26	1,300,000.00	1,443,591.50	
	SPGB 6.0% 01/31/29	2,650,000.00	2,984,324.00	
	ユーロ小計	687,970,000.00	768,168,988.85 (100,153,872,766)	
国債証券合計			240,277,673,763 (240,277,673,763)	
合計			240,277,673,763 (240,277,673,763)	

(注)有価証券明細表注記

(1)通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。

(2)合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(4)外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 134銘柄	100.0%	41.2%
カナダドル	国債証券 26銘柄	100.0%	2.7%
オーストラリアドル	国債証券 16銘柄	100.0%	1.5%
イギリスポンド	国債証券 35銘柄	100.0%	7.4%
スイスフラン	国債証券 5銘柄	100.0%	0.4%
シンガポールドル	国債証券 15銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングgit	国債証券 21銘柄	100.0%	0.6%
スウェーデンクローナ	国債証券 9銘柄	100.0%	0.6%
ノルウェークローネ	国債証券 5銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 9銘柄	100.0%	0.8%
メキシコペソ	国債証券 8銘柄	100.0%	1.1%
ポーランドズロチ	国債証券 12銘柄	100.0%	0.7%
南アフリカランド	国債証券 12銘柄	100.0%	0.6%
ユーロ	国債証券 229銘柄	100.0%	41.7%

(注)組入時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】（平成25年6月28日現在）**

I 資産総額	19,260,153,696 円
II 負債総額	36,222,947 円
III 純資産総額(I － II)	19,223,930,749 円
IV 発行済口数	18,106,817,785 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.0617 円
1万口当たり純資産額	10,617 円

(参考情報)

外国債券インデックス マザーファンド

I 資産総額	230,335,464,139 円
II 負債総額	472,106,236 円
III 純資産総額(I － II)	229,863,357,903 円
IV 発行済口数	101,939,432,800 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	2.2549 円
1万口当たり純資産額	22,549 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）名義書換

該当事項はありません。

（ロ）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（ハ）譲渡制限

該当事項はありません。

（ニ）振替受益権の取扱い

本ファンドの受益権は、社振法の適用を受けています。

①受益証券の不発行

委託者は、本ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

②受益権の譲渡

1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2) 前記1)の申請のある場合には、前記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3) 委託者は、前記1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。

⑥質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定

によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年6月28日現在）

資本金の額　　：3億円

発行可能株式総数：12,000株

発行済株式総数　：3,000株

最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

会社取締役に3名以上、監査役に2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用部門において各運用部から独立した運用企画部は、ファンド品質の維持・向上の観点から、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）にパフォーマンス等に係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及びコンプライアンス会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN→DO→CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成25年8月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成25年6月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	317	4,352,908
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	180
単位型公社債投資信託	0	0
合計	319	4,353,089

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,826,115	8,192,444
前払費用	30,184	81,751
未収委託者報酬	944,716	2,210,605
未収運用受託報酬	26,998	31,051
未収入金	75,514	676
一年以内返還予定保証金	187,128	—
繰延税金資産	69,857	61,743
その他	31,325	19,263
流動資産合計	6,191,840	10,597,535
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 3,525	※1 79,281
器具備品	※1 14,970	※1 103,209
建設仮勘定	62,454	—
有形固定資産合計	80,949	182,491
無形固定資産		
ソフトウェア	60,130	168,561
ソフトウェア仮勘定	12,151	—
その他無形固定資産	928	1,770
無形固定資産合計	73,209	170,332
投資その他の資産		
投資有価証券	43,194	47,112
長期前払費用	357	—
長期貸付金	—	31,838
会員権	—	25,000
その他の投資	165	633
貸倒引当金	—	△31,838
投資その他の資産合計	43,717	72,746
固定資産合計	197,876	425,570
資産合計	6,389,717	11,023,105

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		

預り金	22,794	19,992
未払金	644,600	1,459,757
未払収益分配金	30	—
未払手数料	438,778	942,503
その他未払金	205,791	517,254
未払費用	112,121	82,209
未払法人税等	20,166	204,363
未払消費税等	5,683	11,940
賞与引当金	71,044	92,832
移転関連費用引当金	41,450	—
その他流動負債	—	21,231
流動負債合計	917,862	1,892,326
固定負債		
資産除去債務	—	12,281
退職給付引当金	199,976	268,531
繰延税金負債	308,964	303,555
固定負債合計	508,940	584,368
負債合計	1,426,803	2,476,694
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	—	350,000
資本剰余金合計	—	350,000
利益剰余金		
利益準備金	56,500	59,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	2,516,273	5,731,912
利益剰余金合計	4,672,773	7,891,412
株主資本合計	4,972,773	8,541,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 9,859	4,998
評価・換算差額等合計	△9,859	4,998
純資産合計	4,962,913	8,546,410
負債・純資産合計	6,389,717	11,023,105

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

前事業年度	当事業年度
(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

営業収益		
委託者報酬	7,821,113	19,128,296
運用受託報酬	98,179	94,659
営業収益合計	7,919,292	19,222,955
営業費用		
支払手数料	3,715,816	9,030,246
広告宣伝費	61,165	73,287
公告費	2,451	2,244
調査費	1,023,870	4,132,154
調査費	86,225	207,030
委託調査費	936,024	3,922,394
図書費	1,620	2,729
営業雑経費	610,455	1,294,879
通信費	10,764	21,905
印刷費	121,287	330,735
協会費	10,136	21,939
諸会費	803	757
情報機器関連費	436,328	874,151
その他営業雑経費	31,135	45,391
営業費用合計	5,413,759	14,532,812
一般管理費		
給料	1,276,685	2,259,238
役員報酬	35,160	78,205
給料・手当	1,048,061	1,967,177
賞与	193,464	213,855
退職給付費用	66,790	64,787
福利費	152,149	190,716
交際費	1,012	879
旅費交通費	25,687	45,160
租税公課	16,148	25,420
不動産賃借料	238,033	129,096
寄付金	2,832	—
減価償却費	55,540	129,966
敷金償却	2,804	—
諸経費	81,858	※1 257,947
一般管理費合計	1,919,541	3,103,213
営業利益	585,991	1,586,929

(単位：千円)

前事業年度	当事業年度
(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

営業外収益		
受取配当金	2,795	1,919
受取利息	13,889	6,475
投資有価証券売却益	149	924
貸倒引当金戻入	—	3,000
その他	2,125	2,552
営業外収益合計	18,961	14,873
営業外費用		
支払手数料	800	—
投資有価証券売却損	12	14,182
その他	74	361
営業外費用合計	887	14,544
経常利益	604,065	1,587,257
特別利益		
投資有価証券売却益	1,277,804	30,000
特別利益合計	1,277,804	30,000
特別損失		
統合関連損失	123,726	484,725
特別損失合計	123,726	484,725
税引前当期純利益	1,758,142	1,132,532
法人税、住民税及び事業税	241,760	369,828
法人税等調整額	368,903	56,358
法人税等合計	610,664	426,187
当期純利益	1,147,477	706,344

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の消却	△ 3,019,410	—
その他利益剰余金より振替	3,019,410	—
合併による増加	—	350,000
当期変動額合計	—	350,000
当期末残高	—	350,000

利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	53,500	56,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	56,500	59,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,100,000	2,100,000
当期変動額		
繰越利益剰余金へ振替	△ 3,000,000	—
当期変動額合計	△ 3,000,000	—
当期末残高	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,421,205	2,516,273
当期変動額		
剰余金の配当	△ 33,000	△ 33,000
当期純利益	1,147,477	706,344
別途積立金より振替	3,000,000	—
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	—
合併による増加	—	2,542,294
当期変動額合計	1,095,067	3,215,638
当期末残高	2,516,273	5,731,912
利益剰余金合計		
当期首残高	6,574,705	4,672,773
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	—
合併による増加	—	2,542,294
当期変動額合計	△ 1,901,932	3,218,638
当期末残高	4,672,773	7,891,412

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
自己株式		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	△ 3,019,410	—
自己株式の消却	3,019,410	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	6,874,705	4,972,773
当期変動額		

剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	—
合併による増加	—	2,892,294
当期変動額合計	△ 1,901,932	3,568,638
当期末残高	4,972,773	8,541,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 8,501	△ 9,859
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,357	14,857
当期変動額合計	△ 1,357	14,857
当期末残高	△ 9,859	4,998
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 8,501	△ 9,859
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,357	14,857
当期変動額合計	△ 1,357	14,857
当期末残高	△ 9,859	4,998
純資産合計		
当期首残高	6,866,203	4,962,913
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	1,147,477	706,344
その他資本剰余金へ振替	△ 3,019,410	—
合併による増加	—	2,892,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,357	14,857
当期変動額合計	△ 1,903,289	3,583,496
当期末残高	4,962,913	8,546,410

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11,534千円増加しております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
建 物	84,592	千円	23,594	千円
器具備品	127,549	〃	235,212	〃
計	212,142	〃	258,807	〃

（損益計算書関係）

※1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
諸経費	—	千円	97,199	千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	—	3,000	3,000

(注) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	—	3,000	3,000	—

(注) (1) 普通株式の増加は、平成24年2月21日付株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

(2) 普通株式の減少は、平成24年3月13日付取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	4,826,115	4,826,115	—
(2)未収委託者報酬	944,716	944,716	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	43,194	43,194	—
(4)未払金	(644,600)	(644,600)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	8,192,444	8,192,444	—
(2)未収委託者報酬	2,210,605	2,210,605	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	47,112	47,112	—
(4)未払金	(1,459,757)	(1,459,757)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,826,115	—	—	—
未収委託者報酬	944,716	—	—	—

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
--	------	---------	----------	------

現金及び預金	8,192,444	—	—	—
未収委託者報酬	2,210,605	—	—	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	7,002	7,440	437
小計	7,002	7,440	437
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	51,511	35,754	△ 15,756
小計	51,511	35,754	△ 15,756
合計	58,513	43,194	△ 15,318

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	37,315	45,159	7,843
小計	37,315	45,159	7,843
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	2,030	1,952	△ 77
小計	2,030	1,952	△ 77
合計	39,345	47,112	7,766

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,483,441	1,277,954	12

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
114,040	30,924	14,182

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	199,976	268,531
(2) 退職給付引当金	199,976	268,531

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(注) 2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付費用	66,790	64,787

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(注) 2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で12,680千円、当事業年度で13,971千円であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,898 千円	16,142 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	— "	11,347 "
賞与引当金損金算入限度超過額	27,004 "	35,285 "
退職給付引当金損金算入限度超過額	71,271 "	95,704 "
その他有価証券評価差額金	5,459 "	— "
移転関連費用引当金損金算入限度超過額	15,755 "	— "
減価償却超過額	12,745 "	1,067 "
敷金償却超過額	19,348 "	— "
その他	3,334 "	11,680 "
繰延税金資産 小計	159,817 "	171,228 "
評価性引当額	— "	△11,347 "
繰延税金資産 合計	159,817 "	159,881 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	— "	△2,767 "
投資有価証券売却益益金不算入額	△398,925 "	△398,925 "
繰延税金負債 合計	△398,925 "	△401,693 "
繰延税金資産(負債)の純額	△239,107 "	△241,812 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69 %	— %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.14 "	— "
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△2.30 "	— "
その他	0.49 "	— "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.73 "	— "

当事業年度は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド（ブラジル・リアルコース）	2,429,898千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	------------	-----	---------------	-----------	------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	三井住友トラスト・ホールディングス(株)	東京都千代田区	261,608	持株会社	(直接)100%	役員の兼任	投資有価証券の譲渡	67,316	—	—
-----	----------------------	---------	---------	------	----------	-------	-----------	--------	---	---

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投資有価証券の譲渡

投資有価証券の譲渡価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス(株)	東京都千代田区	261,608	持株会社	(直接)100%	役員の兼任	経営指導料の支払	97,199	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	住友信託銀行(株)	大阪市中央区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引 役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	2,721,441	未払手数料	286,815
							投資助言費用の支払	820,269	未払費用	104,322
兄弟会社	すみしん不動産(株)	東京都中央区	300	不動産仲介業務	—	—	投資有価証券の譲渡	185,484	—	—
							自己株式の取得	1,509,705	—	—
兄弟会社	住信カード(株)	東京都中央区	50	クレジットカード業務	—	—	投資有価証券の譲渡	494,720	—	—
							自己株式の取得	1,207,764	—	—
兄弟会社	住信情報サービス(株)	大阪府豊中市	100	コンピュータ関連業務	—	—	投資有価証券の譲渡	729,782	—	—
							自己株式の取得	301,941	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

③ 投資有価証券の譲渡及び自己株式の取得

投資有価証券及び自己株式の譲渡価格及び取得価格については、第三者による鑑定評価額により決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	投信販売代行手数料等の支払	6,006,973	未払手数料	613,819
							投資助言費用の支払	2,226,006	その他未払金	221,229

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

3. 平成24年4月1日付で以下の兄弟会社は合併し、商号及び所在地の変更を行っております。

旧商号	新商号	所在地
住友信託銀行(株)	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区
すみしん不動産(株)	三井住友トラスト不動産(株)	東京都中央区
住信カード(株)	三井住友トラスト・カード(株)	東京都港区
住信情報サービス(株)	三井住友トラスト・システム&サービス(株)	東京都府中市

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成24年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成25年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、平成24年1月24日開催の取締役会における決議に基づき、中央三井アセットマネジメント株式会社と平成24年4月1日を効力発生日として合併する旨の「合併契約書」を平成24年1月31日付で締結いたしました。上記契約に基づき、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社は、平成24年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 当社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 中央三井アセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

(2)企業結合日

平成24年4月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、中央三井アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
合併による新株の発行、金銭の交付および資本金の増加はありません。

(4)結合後企業の名称

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(5)その他取引の概要に関する事項

旧住友信託銀行グループと旧中央三井トラスト・グループは、平成23年4月1日に経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（平成23年4月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社が商号変更しております。）が誕生しました。今般、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社のグループ会社として、経営統合の目的に鑑み、統合効果を最大化する一環として、当社及び中央三井アセットマネジメント株式会社が合併し「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」として発足しました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,654,304円66銭	2,848,803円51銭
1株当たり当期純利益	197,729円22銭	235,448円31銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	1,147,477千円	706,344千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,147,477千円	706,344千円
期中平均株式数	5,803株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (イ) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (ロ) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (ハ) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ニ）および（ホ）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (ニ) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (ホ) 前記（ハ）および（ニ）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (イ) 定款の変更

委託会社は、平成25年4月1日に取締役の役位としての会長を削除しました。

- (ロ) 訴訟事件その他の重要事項

平成25年8月27日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

- ①名称：三井住友信託銀行株式会社
- ②資本金の額：342,037百万円（平成25年3月末日現在）
- ③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成25年3月末日現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

（参考）再信託受託会社

- ①名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ②設立年月日：平成12年6月20日
- ③資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）
- ④事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ⑤再信託の目的：原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間中に、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる次の書類を提出しております。

提出日	書類名
平成25年2月14日	有価証券報告書
平成25年2月14日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年7月26日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている外国債券インデックス・オープン（SMA専用）の平成24年11月27日から平成25年5月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国債券インデックス・オープン（SMA専用）の平成25年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に

は、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 波 博 之 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 川 芳 樹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 浩 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。